

## 佐須地区復興まちづくり協議会・地権者連絡会 議事要旨

### 記

- 日時 平成 26 年 7 月 29 日（火）18 時 00 分～18 時 45 分
- 場所 佐須集会場
- 次第

1. 市長からの挨拶
2. これまでの経緯
3. 土地利用計画
4. 今後のスケジュール
5. 住宅再建支援制度について
6. 意見交換

造成工事が終わり次第家を建てたいが、そのための借入れをするにあたり土地所有者の証明書が必要になる。その証明書などが用意できたり、整備した土地を私が市から買える時期はいつ頃になるのか？

→ 平成 27 年 6 月には造成工事が終わる予定であり、皆様その半年前ぐらい（平成 27 年はじめ）には設計を済ませておき、造成工事完了にあわせて早く家を建てたいことはわかります。どこの土地に誰が行くかは、前回の住まいの意見交換会（住宅再建に係るまちづくり意見交換会）時に概ね決定したと思いますので、それを踏まえた土地の所有権移転に関して決定した上でどのような証明書が出せるのかについて、検討したいと思います。

今回市で行う土地整備に関して、津波で石垣が崩れており、その修繕整備なども進めてもらえるのか？

→ 基本的に今回造成整備をするのは、土地利用計画案で示すエリア内のみです。その区域以外の個人の宅地等は、津波で流れたものでも整備はできないと思います。

→ 例えば、自分が住んでいる宅地に石垣や擁壁があり、それが津波もしくは地震で宅地の安全性が損なわれた、いわば危ない場合に修理を行う（復旧する）ために使える宅地復旧制度という県の補助金があります。それは、自分でお金を出して整備する（修繕等を行う）のであれば、かかった経費の半分で上限 200 万円まで出る補助金（平成 30 年まで使えるもの）です。ただし、あくまでも宅地で自分が住んでいるところが条件になります。

土地を買い取り家を建てる時に地盤調査を必ずやらなければならないと聞いているが、大丈夫なのか？

- 造成団地の地盤には規格があり、市で整備を進める場合は一般住宅を建てられる地耐力3トン/㎡以上の地盤整備を予定しています。例えば、3～4階建て建築物やビルを建てねばならない場合に必要な地耐力はないかもしれませんが、一般住宅が建てられる程度の基準で整備をしたいと考えています。
- 法的に義務づけられており、住宅等を建てる前に必ず簡単な方法での地盤調査が必要となりますが、問題のない地耐力を持つ整備を進めていきます。

土地利用計画案で示された佐須川に架かる橋は、車が擦らないように高さは水平になるのか？

- ほぼ水平になり、車が擦らないように整備を行います。

水道管は整備してもらえるのか？

- 水道管に関しては、市の整備の中で行います。

子どもたちが遊ぶ場所がないため、公園緑地（土地利用計画案の緑色区域）では滑り台など、広場にある遊具程度の整備をしてもらえれば、後々良いと思う。

- 基本的には遊具等の施設は設けません。緑地・広場のような、広い土地を整備することを考えています。

(市長) 皆さんの期待に応えられるように全力を尽くして、早く完成するように努めます。

先ほどお話があったとおり、家を建てるには、銀行からお金を借りる手続きなども必要ですから、早くそういう手続きができるように我々も頑張りたいと思っていました。

もっと細かいところで課題もあるかと思いますが、ぜひ町内会でそういう課題を取りまとめていただき、地域会議あるいはまちづくり協議会等で議論させていただければありがたいと思っていますので、よろしくお願いします。

ただ、残念ながらまだ今後の土地利用意向を固めていない方がおられます。大変申し訳ないですが、もうこの宅地造成はこれで終わりであり、復興公営住宅も1軒になっています。これ以降、やっぱり復興公営住宅に入りたかった、土地が欲しかったと言われてもできませんので、大変申し訳ないですが、この形で進めさせていただきたいと思います。

他地区で公営住宅や土地を求めて移りたいという方もおられますが、できるだけ地元の佐須に残ってほしいというのが我々の願いであり、まだ意向を決めてない方には是非そうしていただければありがたいと思います。

後でご紹介しますが、これからは工事事業者の方々、行政（市）、そして皆さんの3者でいろいろと状況を見ながら、まちづくりを前に進めたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。今日は本当にありがとうございました。

#### 南ブロック提案体（工事業者）の紹介

業者名

・竹中土木・吉田測量設計・国土開発センター・山長建設共同提案体

以上